

交野市空家等対策協議会検討部会設置要綱

(設置)

第1条 空家等の対策に関する事項を調査、検討するため、交野市空家等対策協議会条例（平成30年条例第20号）第7条の規定に基づき、交野市空家等対策協議会に部会として、交野市空家等対策協議会検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、交野市空家等対策計画に基づき、各号に掲げる事項を調査、検討し、結果を交野市空家等対策協議会に報告する。

- (1) 交野市空家等対策計画に基づく管理不全空家等及び特定空家等の判断に関する意見
- (2) 交野市空家等対策計画に基づく所有者等への助言・援助に関する対応
- (3) 前号のほか空家等の対策に関連する事項

(委員)

第3条 検討部会は、交野市空家等対策協議会委員のうちから学識経験者4名を選出し、交野市空家等対策協議会会長が指名する。

- 2 委員の任期は、交野市空家等対策協議会委員の任期に準じるものとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の中から互選する。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

(会議の非公開)

第6条 検討部会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第8条 委員には、交野市空家等対策協議会委員の報酬を支給する。

(庶務)

第9条 検討部会の庶務は、都市まちづくり部都市まちづくり課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営について必要な事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。